

公益財団法人永井記念薬学国際交流財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人永井記念薬学国際交流財団と称する。

2 この法人の英語名表記を The Nagai Foundation Tokyo とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、薬学に関する国際的な研究交流を推進し、薬学研究の振興を図るための助成を行い、もって学術の向上発展と人類の健康の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学分野における国際的発展性を有する研究・調査及び実践への助成
- (2) 薬学分野における研究者・医療従事者・学生の海外派遣及び招聘への助成
- (3) 薬学分野に関する国際研究集会への助成と開催
- (4) 薬学分野において優れた成果に対する表彰への助成と褒章
- (5) 薬学分野における人材育成のための助成
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外に於いて行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(資産の種類)

第6条 この法人の資産は、基本財産とその他の資産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合、又は、基本財産からその一部を除外しようとする場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その取扱は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の供覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況概要並びにこれらに関する書類のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項(4)の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第12条 この法人に評議員5名以上11名以内を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件を何れも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者。
- ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受けた金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者

ヘ ロから二に掲げる者の３親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(２) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者。

二 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）。

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

３ 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることが出来ない。

４ 評議員に異動があつたときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（権限）

第１４条 評議員は、評議員会を構成し、第１８条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第１５条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２ 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３ 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第１２条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第１６条 評議員は無報酬とする。

２ 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用を支弁することが出来る。

第５章 評議員会

（構成）

第１７条 評議員会は、すべての評議員を持って構成する。

（権限）

第１８条 評議員会は、次の事項について決議する。

(１) 評議員の選任及び解任

(２) 理事及び監事の選任及び解任

(３) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員の招集を請求することができる。

(議 長)

第21条 評議員会の議長は、その都度評議員会において互選する。

(定足数)

第22条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

(決 議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令及びこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が本定款に定める定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることの出来る評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものと見なす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項は評議員会への報告があったものと見なす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員等

(定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち2名以内を法人法の代表理事とし、うち1名を理事長とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を遂行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務を執行する理事の権限は、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度の定時評議員会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内の終了する事業年度の内、最終のものに関する定時評議員会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事は、前任者の任期満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後であっても、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利・義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することが出来る。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 前項により監事を解任する場合には、評議員会において議決する前に、その監事の意見を陳述する機会を与えるものとし、解任の決議は、議決に加わることが出来る評議員の3分の2以上をもって行う。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことが出来る。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。

(顧問)

第34条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じ、助言する

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べる

3 顧問の任期は2年とし、選任並びに解任は理事会において決議する。ただし、再任を妨げない。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることが出来る。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第37条 理事会は、定例理事会として毎事業年度終了後3箇月以内、及び3月に開催する。

2 臨時理事会は、必要と認められるときに随時開催することができる。

(招集)

第38条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数以上が出席しなければ開催することが出来ない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、そ

の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考委員会

(選考委員会)

第45条 この法人に、第4条に掲げる事業の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、代表理事が委嘱する。

3 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 選考委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、又は事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解 散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が、公益認定取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。) には、評議員会の決議を経て、公益目的財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与す

るものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、代表理事が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合には、官報に掲載する。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人最初の代表理事は永井恒司及び園部尚とする。

付則（平成27年3月5日）

- 1 定款第19条及び第37条第1項の変更については、平成27年3月5日より施行する。

付則（平成30年3月14日）

- 1 定款第52条第2項の追加については、平成30年3月14日より施行する。

付則（令和7年6月10日）

- 1 定款第10条第1項及び第18条の変更については、令和7年6月10日より施行する。